

倉敷市憩の家 ご利用案内

憩の家とは

憩の家は、地域の満60歳以上の人並びに公共的団体の人々に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を提供して対象者の心身の健康保持に寄与することを目的としています。多目的に利用できる施設として市内37箇所に設置しています。

利用時間

昼間：午前9時～午後5時（正午から午後1時の間も利用できます。）

夜間：午後5時～午後10時（夜間利用がある時のみ）

休館日：毎週月曜日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。）

このほか、8月13日から8月15日まで、臨時休館となる場合があります。

次の場合はご利用いただけません

- 1 物品の販売、その他の商行為をしようとするとき（会費を徴収して講師が主催する各種講座、教室等の使用）
- 2 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるとき（飲酒等は、控えてください。）
- 3 施設等を破損又は滅失するおそれのあるとき
- 4 憩の家の管理上支障があるとき
- 5 宗教的活動に使用するとき
- 6 選挙運動に使用するとき（告示後に選挙管理委員会を通じて正式な手続きをとって許可されたものは除く）
- 7 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき

当日、個人利用の申し込みの方

【受付について】

- 1 使用当日、憩の家使用申請書に氏名、利用内容等を記入してください。
- 2 最初に使用する時は、憩の家利用申込書にも必要事項を記入してください。

【部屋の使用にあたって】

- 1 飲食による食べこぼし等は、各自で清掃してください。
清掃用具は管理員にお尋ねください。
- 2 ゴミは、各自で持ち帰ってください。
- 3 イス等の使用後は、使用前の状態に戻してください。
- 4 駐車場には限りがあります。車でお越しの際は、相乗りなど工夫をお願いします。
また、お近くの方はなるべく徒歩や自転車でお越しください。
- 5 私物の預かりはできません。
- 6 入浴者は、身体をよく洗ってから湯に入り、浴槽にタオル等をつけないでください。（浴場のある憩の家のみ。）

団体利用の申し込みの方

使用日が属する月の2か月前の月の初日から予約可能です。(例：4月1日～4月30日の間は6月末の使用日まで予約可能)

【受付について】

- 1 使用日の2か月前から前日までに、管理員に使用申請書を提出してください。
- 2 受付時間は、午前9時から午後5時までです。
- 3 電話受付はできません。(空き状況の確認は可。) 直接窓口にお越しください。
- 4 使用申請書を提出していただいたのち、管理員から使用許可書を交付します。
- 5 使用当日、使用許可書をお持ちください。

【部屋の使用にあたって】

- 1 使用時間は、入室してから全員が退出するまでの時間です。準備や後片付けの時間を含みます。
- 2 閉館時間までに退出してください。
- 3 部屋の使用後は、使用前の状態に戻し、消灯、窓の施錠、清掃をしてください。清掃用具は管理員にお尋ねください。
- 4 ゴミは、各自で持ち帰ってください。
- 5 駐車場には限りがあります。車でお越しの際は、相乗りなど工夫をお願いします。また、お近くの方はなるべく徒歩や自転車でお越しください。
- 6 部屋の窓を閉め切った状態にせず、適宜換気してください。
- 7 団体活動に、非番でない管理員が参加することはできません。
- 8 各団体の備品や私物の預かりはできません。
- 9 玄関以外の場所から荷物を出し入れしなければならない時は、必ず管理員にご相談ください。
- 10 大きな声や音が出る活動(カラオケ、合唱、コーラス、民謡、詩吟等)は、近隣から騒音の苦情が出ないよう音量に配慮してください。

その他

- 1 設置しているテレビは、利用者であればどなたでもご利用できます。お互い譲り合ってください。個人や団体で憩の家使用申請書を出された後に、別途テレビの使用申請書を提出する必要はありません。
- 2 憩の家のご利用にあたり、ご不明な点やお困りごとについては、下記にご連絡ください。

社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団

福祉施設課 福祉施設総務係

〒710-0031 倉敷市有城710番地 ぐらしきすこやかプラザ内

TEL 086-429-1711

FAX 086-428-7975